岩手県労働委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第34号

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則(昭和39年岩手県規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(職及び職務)			(職及び職務)		
第5条 課に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同		司第	第5条 課に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同		
表の右欄に掲げるとおりとする。			表の右欄に掲げるとおりとする。		
職	職務			職	職務
課長	[略]		総括詞	課長	[略]
[略]			[略]		
2 · 3 [略]		2	2・3 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。